



STOP! 林業災害

～事業者・作業される皆様へ～

1 伐倒作業に伴う安全の確保

- (1) 伐倒作業及び補助作業は、立入り禁止区域、伐倒合図、禁止作業などを守って作業を行うこと。

伐倒作業に伴う立入り禁止区域

伐倒補助作業では、伐倒木周辺のかん木、枝条、ササ、つる、浮石、跳ね返るおそれのある立木及び枝、飛来するおそれのある枯損木などを処理すること。

伐倒木のつるがらみ・枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯枝がないかを確認すること。

伐倒者の退避場所は、伐倒方向の反対側の斜面上方で伐倒木から 3m 以上離れた立木などの陰に、追いが浮き始めたら、伐倒木を見返ることなくすばやく退避する。

伐倒補助者は、立木の樹高の 2.0 倍の距離の範囲外に退避すること。ただし、同時に伐採作業を行う場合は、樹高の 2.5 倍の距離の範囲外に退避すること。

- (2) 伐倒作業の基本

伐倒は、伐倒など業務の特別教育の修了した者の業務であるが、補助作業に伴い正しい伐倒作業の基本を知り安全な作業を行うこと。

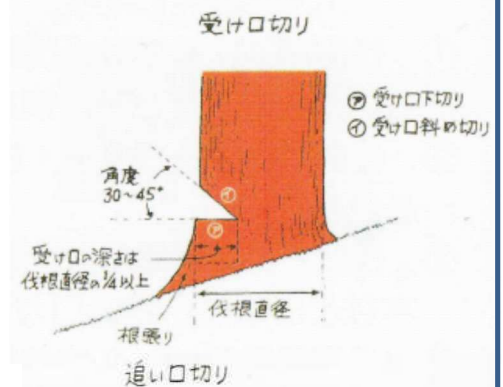
ア 正しい受け口切り

受けの深さは伐根直径の $\frac{1}{4}$ 以上。ただし、大径木は伐根直径の $\frac{1}{3}$ 以上。

受けの下切りは、水平に切り込む。

受けの斜め切りは、30度～45度の角度。

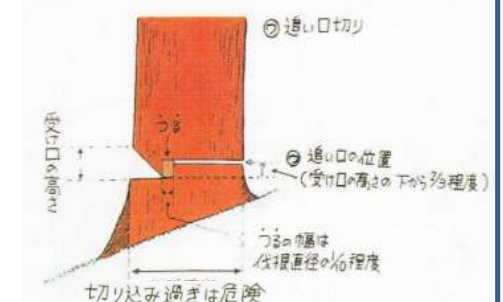
下切りと斜め切りとは、終わりの部分を必ず一致させる。



イ 正しい追い口切り

追いは、受けの高さの下から $\frac{2}{3}$ 程度の位置を、水平に切り込む。

追い切りの深さは、つるの幅が伐根直径の $\frac{1}{10}$ 程度を目安とし、切り込みすぎない。

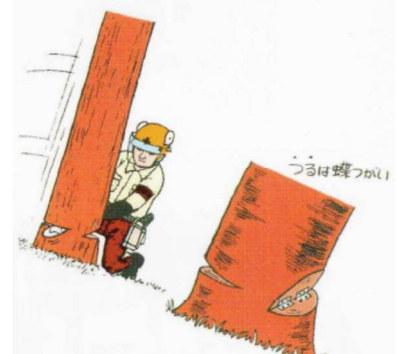


ウ つるを適切につくる

つるを適切に作り、機能させること。つるが小さいと立木が早く倒れ始め、伐倒方向がずれたり、材が裂けたり大変危険。

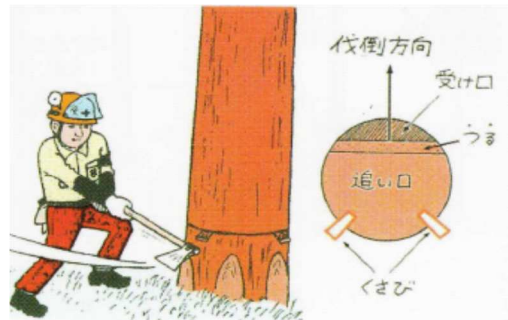
追いを切り込みすぎない。

追い位置は、低すぎ・高すぎない。



エ くさびを正しく使った確実な伐倒

くさびを正しく使い、伐倒方向を確実にする。
くさびは、同じ大きさのもの2本を使用し、立木の大きさに応じて本数を増やす。



2 かかり木処理の禁止事項

ア かかられている木の伐倒の禁止

かかられている木を伐倒することは、かかっている木がいつ落ちてくるかわからず、大変危険。



イ 投げ倒し(浴びせ倒し)は禁止

他の立木を伐倒し、かかり木に当てて、かかり木を外すことは、伐倒木が予期しない方向に跳ねたり、二重のかかり木になるなど、大変危険。



ウ かかっている木の元玉切りは禁止

かかっている木を切断し、地面に落下させて、かかり木を外すことは、かかっている木が落下したり滑落して大変危険。



エ かかっている木の肩担ぎは禁止

かかっている木を肩に担ぎ、移動させることは、外れるときに木の重量が作業員にかかり、木が滑落したり、作業員が転倒することがあり大変危険。



オ かかられている木の枝切りは禁止

かかられている木に上り、木の枝を切断してかかり木を外すことは、かかり木が外れるとき作業員が転落することがあり大変危険。

カ 止むを得ない場合の危険区域設定

かかり木が発生した場合は、できるだけ速やかに処理する。やむを得ず放置する場合は、危険区域に他の作業員が立入らないよう標識の掲示、縄張りなどの立入り禁止の措置を行う。

